

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	: 字彫リスプレー
会社名	: 有限会社川本商店
住所	: 埼玉県川口市上青木1-7-4
担当部門	: 生産管理課
電話番号	: 048-252-2222
推奨用途	: 石材全般の文字彫刻用

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性・引火性エアゾール	区分1
	引火性液体	区分3
健康に対する有害性	経口	区分外
	経皮	区分外
	気体	区分外
	急性毒性（吸入：蒸気）	分類対象外
	急性毒性（吸入：粉塵・ミスト）	区分外
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	区分2
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分2
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性	区分1
	水生環境急性有害性	区分2
	水生環境慢性有害性	区分2
	オゾン層への有害性	分類できない

上記で記載がない危険有害性は、区分外、分類対象外または分類できない。

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
 高压容器：熱すると破裂のおそれ
 引火性液体及び蒸気
 強い眼刺激
 発がんのおそれのうたがしい
 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
 臓器（中枢神経系、）の障害のおそれ
 眠気やめまいのおそれ
 長期にわたるまたは反復暴露による臓器（神経系、呼吸器、腎臓）の障害の恐れ
 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険の恐れ
 水生生物に毒性
 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

- ：すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと（禁煙）。
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
- 防爆型の電気製品、換気装置、照明機器を使用すること。
- 静電気放電や火花による引火を防止すること。
- 保護具や換気装置を使用し、曝露を避けること。
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 取り扱い後はよく手を洗うこと。
- 環境への放出を避けること。

救急措置

- ：吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 飲み込んだ場合：吐かせず、口をすすぎ、医師の診断手当てを受けること。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗い、医師の診断手当てを受けること。
- 皮膚又は毛髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて取り除き、多量の水と石鹼で洗ったのち、医師の診断手当てを受けること。
- 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、廃棄すること。
- 曝露又は曝露の懸念がある場合：医師の診断手当てを受けること。

保管

- ：直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所に、施錠して保管すること。

廃棄

- ：内容物や容器等は関係法令に従って廃棄すること。

国・地域情報

：

3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名	含有率 (%)	CAS番号	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
シリコーン変性樹脂	15～30			
キシレン	5.6	1330-20-7	(3)-3	
エチルベンゼン	4.6	100-41-4	(3)-28	(3)-60
ミネラルスピリット	2.5～6.0	8052-41-3		
二酸化チタン（白色）	30～45			
カーボンブラック（黒色）	0.2～0.6	1333-86-4		
結晶性シリカ（黒色）	1.2～2.2	14808-60-7		
DME	38～48	115-10-6	(2)-360	

4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

吸入した場合

- ：被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、休息させる。
- 嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
- 水でうがいをする。

皮膚に付着した場合

- ：すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。
- 皮膚と接触した場合は、直ちに多量に水又は石鹼水で洗う。

眼に入った場合

- ：直ちに清浄な水で数分間、注意深く洗い流す。
- コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
- 眼球を傷つける恐れがあるのでこすらないこと。

飲み込んだ場合

- ：水で口内を洗う。（本人の意識がある場合のみ）
- 嘔吐が自然に生じたときは、気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
- 気分が悪いときは、直ちに医師の診断をうける。

医師に対する特別注意事項 : 医師の診察を受ける際、この容器のラベルに記載された注意事項又はMSDSを示す。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末・泡（耐アルコール泡）・噴霧水・炭酸ガス
使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 特定の消火方法 : 周辺火災の場合：移動不可能な場合、容器、梱包及び周辺に散水し冷却する。
着火した場合：火元（燃燒源）を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 : 関係者以外の立入を禁止する。
作業者は適切な保護具（8. ばく露防止措置及び保護装置の項を参照）を着用し作業する。
屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。
- 環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
- 除去方法
- 回収 : 漏出物を密閉可能な容器にできる限り集める。
残留物は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。
回収するときは、火花のでない器具を用いて回収する。
- 廃棄 : 回収した漏出物は廃棄上の注意に従って廃棄する。
- 二次災害防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。（火気厳禁）
万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に通報する。

7. 取扱及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 「8. ばく露及び保護装置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気 : 「8. ばく露及び保護装置」に記載の局所排気、全体換気をおこなう。
注意事項 : 静電気放電に対する予防措置を講ずる。
換気のよい区域でのみ使用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加えるなどの取扱いをしてはならない。
接触、吸入又は飲み込まないこと。眼にいれないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。使用時には、飲食又は喫煙をしないこと。

保管

- 適切な保管条件 : 法規に従った施設に保管する。
熱や着火源から離して保管する。
直射日光をさけ換気の良い冷所で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度

管理濃度 : キシレン 50ppm・エチルベンゼン 20ppm

設備対策

: 密閉された装置、機器または局所排気装置を使用して取扱う。
 取扱い場所の近くにシャワー・手洗い・洗眼設備等を設けその位置を周知する。

保護具

呼吸器の保護具 : 有機溶剤用マスク
 手の保護具 : 耐溶剤帯電防止手袋
 眼の保護具 : 保護眼鏡
 皮膚及び身体の保護具 : 帯電防止衣服、帯電防止靴

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 形状・色 : 液体・各色
 臭い : 溶剤臭
 PH : データなし
 引火点 : -41℃ (DME)
 爆発範囲 : 下限1.0Vol%・上限2.7Vol%
 蒸気圧 : 0.38MPa (25℃)
 密度 (比重) : 0.89~0.95 (20℃)
 溶解度 : ほとんどの有機溶剤に可溶
 発火点 : 約350℃
 分解温度 : データなし

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の実用において安定である。
 反応性 : 知見なし
 危険有害な分解生成物 : 知見なし

11. 有害性情報

急性毒性 エチルベンゼン : 経口 ラット LD50 3,500mg/kg
 キシレン : 経口 ラット LD50 3,500mg/kg

発ガン性 : 発がんのおそれ 区分2
 生殖毒性 : 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 区分1B

12. 環境影響情報

その他 : 多量に河川、水路に流入した場合、水生環境に影響を及ぼす事がある。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物・汚染容器及び包装 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には処理を委託する。
廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物の内容を明確にして、処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国連分類 : クラス2 (高圧ガス)
国連番号 : 1950 (エアゾール)
陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法に定める基準に従う。
海上輸送 : 船舶安全法に定める基準に従う。
航空輸送 : 航空法に定める基準に従う。

特定の安全対策及び条件 : 保護具、消火器を携帯する。
必要であれば、イエローカードを携帯する。
落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実にを行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法57条の1、施行令第18条)
: 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法57条の2、施行令第18条の2別表第9)

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) : 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
エチルベンゼン(政令番号53):15.0%・キシレン(政令番号:80):17.5%
: 特定化学物質障害予防規則
エチルベンゼン

毒劇物取締法 : 該当しない

消防法 : 危険物 (法第2条第7項危険物別表第1)
第4類引火性液体、第2石油類 非水溶性液体 危険等級Ⅲ

船舶安全法 : 高圧ガス (引火性エアゾール) 危規則第3条危険物 告示別表第2

航空法 : 高圧ガス (引火性エアゾール) 施行規則第194条危険物 告示別表第2

16. その他の情報

参考文献 : 国際化学物質安全性カード (ICSC)
作業環境評価基準
法規制物質リスト (日本ケミカルデータベース)
ケミカルデータベース (日本ケミカルデータベース)
GHS分類結果データベース (製品評価技術基盤機構 NITE)

本データシートは、業務用用途について、「製品の適切な取扱い」を確保するための参考情報として提供するもので、製造者の保証書ではありません。現時点で信頼し得ると考えられる資料並びに測定等に基づき作成したものであります。ご需要家各位は、これを参考として自からの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さるようお願い致します。